

(機密性 1)

上越教育大学防災・安全マニュアル

令和6年4月30日改定

危機管理室

目 次

第1章 災害発生時における緊急連絡先	1
1 緊急連絡先	1
2 連絡方法の注意事項	1
3 災害発生後の安否等連絡・緊急連絡	1
第2章 災害に対する事前の対策・災害発生から避難までの対応	3
第1節 日常の留意事項	3
1 登校（庁）時	3
2 退校（庁）時	3
3 授業中	3
4 研究室、実験室等での実験・研究時	3
5 学生宿舎	4
6 職員	4
第2節 火災に対する事前の対策・火災発生時の対応	4
1 火災の発生に備え	4
2 火災を発見したとき	4
3 消火設備の使用方法	5
4 119番通報	6
5 避難指示	6
6 避難するときの注意	6
7 避難状況の確認	6
8 学内への情報提供	6
第3節 地震に対する事前の対策・地震発生時の対応	7
1 地震の発生に備え	7
2 地震が発生したとき	7
3 火災を発見したとき	7
4 建物の崩落等の危険を発見したとき	7
5 119番通報（負傷者）	8
6 避難指示	8
7 避難するときの注意	8
8 避難状況の確認	8
9 学内への情報提供	8
第4節 風水害に対する事前の対策・風水害発生時の対応	9
1 風水害の発生に備えて	9
2 風水害の危険が迫ったら	9
3 台風が通過しているとき	9
4 119番通報（負傷者）	9

5 風水害の危険が通り過ぎたら	9
第3章 防災隊の活動及び復旧時の対応	10
第1節 勤務時間内における防災隊の活動	10
第2節 勤務時間外における防災隊の活動	10
第3節 復旧時の対応	11
1 被災後の安全確認	11
2 復旧対策	11
第4章 地震発生時の対応フロー	12
1 地震発生時の共通対応フロー	12
2 地震発生時の初動対応マニュアル（災害対策本部長）	13
3 地震発生時の初動対応マニュアル（防災隊長）	14
4 地震発生時の初動対応マニュアル（教員）	15
5 地震発生時の初動対応マニュアル（事務系職員）	16
6 地震発生時の初動対応マニュアル（学生）	17
7 地震発生時の初動対応マニュアル（学生宿舎入居者）	18
8 地震発生時の初動対応マニュアル（園児・児童・生徒）	19
第5章 各地区別避難場所	20
1 山屋敷地区避難場所	20
2 西城地区避難場所	20
3 本城地区避難場所	21
4 その他の地区の避難場所	21
第6章 救急処置	22
1 手当の方法	22
2 負傷者発見から救命処置の流れ	24
3 けが人の運び方	28
参考資料 上越教育大学防災の心得	29

第1章 災害発生時における緊急連絡先

園児、児童、生徒、学生及び職員（以下「学生・職員等」という。）が、大学施設内において地震、風水害その他の自然災害並びに火災及び爆発等（以下「災害」という。）に遭遇した場合は、直ちにその状況を次の緊急連絡手順により連絡をする。

1 緊急連絡先

管 理 区 域	第 1 報	第 2 報	第 3 報
大学 (山屋敷地区)	(山屋敷地区) 上越消防署 TEL025-545-0119 【TEL 119】	施設課 TEL025-521-3261	総務課 TEL025-521-3211
			学生支援課 TEL025-521-3281
学生宿舎 (山屋敷地区)	大学警備室 TEL025-521-3300	学生支援課 TEL025-521-3281	施設課 TEL025-521-3261
			総務課 TEL025-521-3211
附属幼稚園 (山屋敷地区)	(西城・本城地区) 上越南消防署 TEL025-525-1198	附属幼稚園園長 TEL025-521-3697	附属学校課 TEL025-522-6956
附属小学校 (西城地区)		附属小学校校長 TEL025-523-3610	
附属中学校 (本城地区)		附属中学校校長 TEL025-523-5313	
学校教員養成・研修高度化 センター (西城地区)	(赤倉地区) 頸南消防署 TEL0255-86-3119	教務課 TEL025-521-3279	センター長 TEL025-525-9147
職員宿舎 (西城、北城、本城地区)		施設課 TEL025-521-3261	総務課 TEL025-521-3211
赤倉野外活動施設 (赤倉地区)			

2 連絡方法の注意事項

学生・職員等が災害を発見した場合は、授業・勤務等の内外に関わらず、第1報先に連絡（通報）する。以後、当該各所掌担当が連絡し、対処する。

連絡のポイントは以下のとおり。

- ① 災害情報は、一部不明な項目があっても知り得た情報の範囲内で、直ちに第1報を行う。
- ② 知り得た内容が、緊急・異常事態に該当するかどうか判断に迷った場合は、まず、緊急・異常事態とみなし、対応する。

3 災害発生後の安否等連絡・緊急連絡

学生・職員等が各人の安否確認その他各種情報（以下「安否等」という。）について報告する場合は、次の電話番号、又は電子メール等により連絡する。

(1) 学生、職員の場合

大地震などの災害発生等の非常時には、大学が安否確認を行うことがある。

安否確認メールがMyJUENメール（G-mail）アドレスに一斉配信されるので、災害発生時には、各自のパソコン、スマートフォン、携帯電話でメールを必ず確認する。

① 安否確認システム「ANPIC」による安否確認

- ・ MyJUENメール（G-mail）のアドレス宛に、安否確認メールが一斉配信される。

題名：「【上越教育大学】安否状況をお知らせください」

発信元：上越教育大学-安否確認システム

（※ 安否確認メールを確実に受信できるように、MyJUENメール以外のメールアドレスをふだん使用している場合は、安否確認システム「ANPIC」に当該メールアドレスを追加登録する。

また、スマートフォンを持っている場合は、安否確認システム「ANPIC」のアプリから通知を受け取ることも可能。）

- ・ 安否確認メールが届いたときは、メール本文中のURLをタップし、安否報告画面にアクセスする。安否状況を入力し「安否状況を報告する」をタップする。

② 電話、メールによる安否確認

安否確認システムによる安否報告がない人には、電話やメールで、本人や家族に安否確認の問合せを行う。

（※ 大学からの緊急時の連絡に使用するので、ポータルサイトのメニューから「安否確認システム ANPIC」を選択し、初期設定を済ませておく。

③ 緊急時の連絡方法

安否確認メールが届かない場合でも、災害や事故等に遭遇するなどの非常時には、次の方法により、大学に緊急連絡する。

- ・ 警 備 室：☎ 0 2 5 - 5 2 1 - 3 3 0 0

- ・ 安否メール：✉ kinkyu@juen.ac.jp

- ・ 学生の場合

学生支援課：☎ 0 2 5 - 5 2 1 - 3 2 8 3

- ・ クラス担当教員（学生支援課に必ず報告）

- ・ 専門セミナー教員、アドバイザー、指導教員（学生支援課に必ず報告）

- ・ 職員の場合

人 事 課：☎ 0 2 5 - 5 2 1 - 3 2 1 9

(2) 園児の場合

- ・ 附属幼稚園：☎ 0 2 5 - 5 2 1 - 3 6 9 7 （FAX 025-521-3698）

(3) 児童の場合

- ・ 附属小学校：☎ 0 2 5 - 5 2 3 - 3 6 1 0 （FAX 025-523-5098）

(4) 生徒の場合

- ・ 附属中学校：☎ 0 2 5 - 5 2 3 - 5 3 1 3 （FAX 025-523-3594）

※ 大学から災害時優先電話を利用して、学生・職員等の安否確認その他各種情報について報告を行う場合がある。

第2章 災害に対する事前の対策・災害発生から避難までの対応

第1節 日常の留意事項

1 登校（庁）時

- (1) 授業・研究及び執務等を行うのに相応しい服装と履き物を着用する。
- (2) 緊急時に救急車、消防自動車の通行を妨げないよう、自転車、自動二輪車、自動車は所定の場所に置き、無許可で構内に自動車等を持ち入れない。
- (3) 自室の戸締まりやガス、電気等の火気の始末には十分留意する。

2 退校（庁）時

- (1) ガスの元栓を閉める。
- (2) 必要でない電気器具のプラグはコンセントから抜いておく。
- (3) 火気の始末を点検する。
- (4) その他安全確認の後、窓を閉め、消灯、施錠して退室する。

3 授業中

- (1) ガスバーナーの近くに有機溶媒や紙・布等の可燃物は置かず、ガスバーナーの下にはスレート板を敷く。
- (2) 有毒ガスを発生する薬品を使う場合は、ドラフトチャンバー内で行う。
- (3) ガラスの破損による怪我をしないよう、ガラス器具の取扱いには十分注意する。
- (4) 電源を必要とする時、いわゆるたこ足配線は止める。

4 研究室、実験室等での実験・研究時

- (1) 冬季間の暖房器具（灯油・電気・ガストーブ）の利用にあたり、その近くに可燃性・引火性の物を置かないこと。また、部屋を空けるときは、すぐ戻る場合であっても無人になる時は火を消す。
- (2) 電源を必要とする時、いわゆるたこ足配線は止める。
- (3) 研究室、実験室等は整理・整頓し、事故及び火災の原因を作らない。
- (4) 実験・研究等が夜間に及ぶとき又は休日に実験を行うときは、予め指導教員に届け出る。
- (5) 冬季間において、実験・研究等のため仮眠をとるときは、暖房器具等を消すことが望ましいが、やむを得ず運転したままにする場合は、酸素欠乏にならないよう換気に十分注意すること。また、仮眠の際は、衣類への引火に十分注意する。
- (6) 最後に退室するときは、ガスの元栓を止め、不必要な電気器具のプラグはコンセントから抜き、安全確認の後、消灯、施錠して退室する。
- (7) 化学物質等安全データシート（MSDS：薬品の性質、取扱い上の注意、応急処置方法等を記載したもの）を、薬品を使用する場所に設置し、事故等が発生した場合に処置すべき情報を入手できるようにしておく。

5 学生宿舎

- (1) 緊急時に救急車、消防自動車の通行を妨げないよう、自転車、自動二輪車、自動車は所定の場所に置き、無許可で自動車等を乗り入れない。
- (2) いわゆるたこ足配線はせず、常にコンセントの周囲を清掃し、埃等を取り除く。
- (3) ベッドの位置はなるべく窓際から離す。
- (4) 窓ガラス等は破損して散乱する危険性があるので、就寝時は障子戸・カーテン等を閉め、上履きを身近におく。
- (5) 外出時に心がける事項
 - ① ガスの元栓を閉める。
 - ② 必要でない電気器具のプラグはコンセントから抜いておく。
 - ③ 火気の始末を点検する。
 - ④ その他安全確認の後、消灯、施錠して外出する。

6 職員

- (1) 職員は率先して、学生や施設の安全に配慮する。
- (2) 学生の不注意に気がいたら、できるだけその場で注意する。
- (3) 大学施設内で不審者を見つけたら、学生か否かを確認し、必要な対応を行う。

第2節 火災に対する事前の対策・火災発生時の対応

1 火災の発生に備えて

- ① 消火器、屋内消火栓及び火災報知器等の設置場所と使用方法を平素から確認し、熟知しておく。
- ② 「火気厳禁」の場所では、絶対に火気を使用しない。
- ③ 火気のそばに可燃性・引火性の物を置かない。
- ④ 電気器具、ガス器具などの点検を怠らず、定められた方法で使用する。
- ⑤ ヒーター、ガスバーナー、ガスストーブなどを点火したまま部屋を離れない。また、退室時には、電気器具のプラグをコンセントから抜き、ガスの元栓を閉じる。
- ⑥ 実験室、居室等建物内の整理・整頓を心がけ、安全な避難路を平素から確保しておく。また、非常口の近くや防火扉の前に、物を置かない。
- ⑦ 屋外で火気を使用する必要がある場合は、適当な容器に水を汲んでおくなど、消火用具を準備しておく。

2 火災を発見したとき

- ① あわてず、おちついて「火事だ！火事だ！・・・」と大声で周囲に知らせ、火災報知器のボタンを押して火災発生を知らせるとともに、消防署（119番）及び警備室に通報する。
- ② 可能ならば消火器、消火栓を用いて初期消火に努める。その際、次の点に注意する。
 - ア 火元の器具等の元栓を閉じるとともに、実験装置などのスイッチを切り元栓を閉じて、近くにある消火器で消火に努める。
 - イ 衣類などに火が着いた場合には、直ちに水をかぶること。あるいは床に転が

り消火を試みる。

ウ 燃えやすい物を火元から遠ざける。

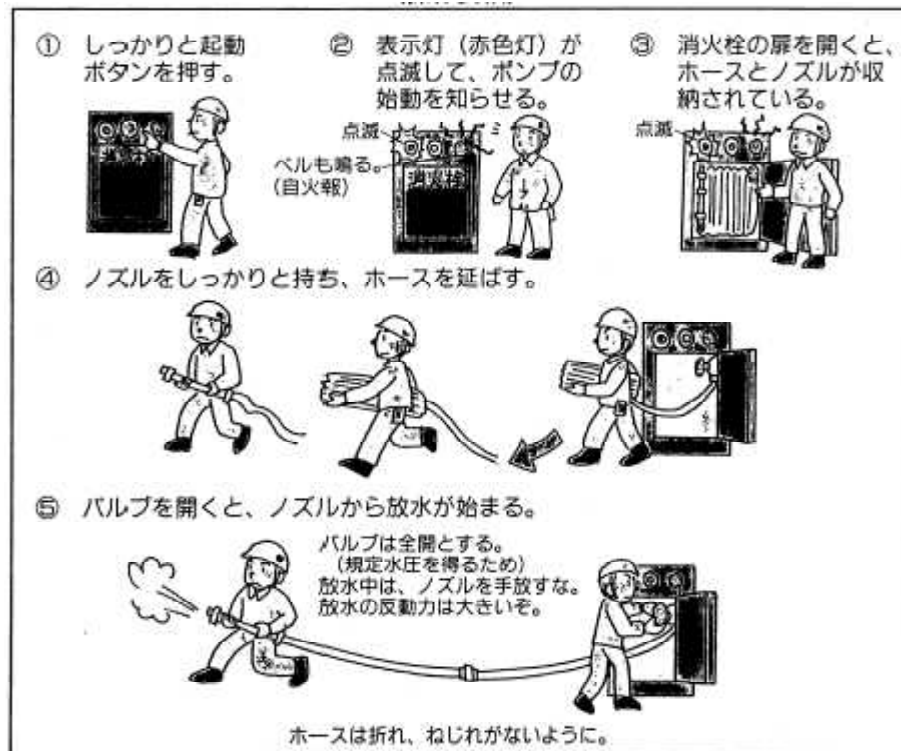
③ 消火が困難な場合には、ドアや窓を閉めて（施錠しない。）速やかに避難する。

3 消火設備の使用法

① 消火器の使い方



② 屋内消火栓の使い方



4 119番通報

落ち着いて火災発生現場の位置と目標、火災状況及び避難状況を正しくハッキリと知らせる。（分かる範囲内でよい。）

・火災であること

- ・住所、建物名、火災の階数
- ・何が燃えているか
- ・通報者の氏名、電話番号 など

5 避難指示

放送設備又は電話を使用する。使用できないときは、職員が各室を回り口頭で指示する。

6 避難するときの注意

- ① 姿勢を低くして、ぬれたハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- ② 非常持ち出し品を持って避難する。
- ③ エレベーターは使用しない。
- ④ 施設に不慣れな来客者や障害者などの避難を積極的に支援する。
- ⑤ 延焼を少しでも抑えるために、ドアや窓は閉める。鍵はかけない。
(ただし、地震の時はドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する。)
- ⑥ 一旦避難したら再び中には戻らない。

7 避難状況の確認

- ① 避難誘導班は、学生・職員等の安否（避難完了者、負傷者、要救助者等）について確認し、防災隊総務班に報告する。
- ② 学生・職員等は、安否確認のため次の方法により大学に所在を知らせる。（本人だけでなく、友人・同僚等に関して知り得る安否等の情報を併せて連絡する。）
 - ア 学生の場合
 - ・学生支援課
 - ・クラス担当教員（学生支援課に必ず報告）
 - ・専門セミナー教員、アドバイザー、指導教員（学生支援課に必ず報告）
 - イ 職員の場合
 - ・人事課
 - ウ 園児、児童、生徒の場合
 - ・各附属学校園の事務室
 - ・担当教諭

8 学内への情報提供

火災の発生状況が避難指示を要しないものであった場合は、館内放送やメール等により、速やかに職員・学生等への情報提供を行う。

第3節 地震に対する事前の対策・地震発生時の対応

1 地震の発生に備えて

- ① 危険物は、日常的に使用する物でも、転倒、落下、振動しないような状態で管理する。
- ② 重い装置や書架などは、床、壁あるいは柱などに固定する。
- ③ 必要以上に物品を積み上げない。また、物品を収納する場合は、できるだけ重量物を下に置くよう心がける。
- ④ 消火器、屋内消火栓及び火災報知器等の設置場所と使用方法を平素から確認し、熟知しておく。
- ⑤ 実験室、居室等建物内を整理・整頓し、安全な避難路を平素から確保しておく。また、非常口の近くや防火扉の前に、物を置かない。

2 地震が発生したとき

- ① 地震発生直後（自分の身を守る）
 - ア とりあえず丈夫なテーブルや机などの下に避難する。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。
 - イ 落下物、転倒物から、特に頭部を守る。
 - ウ ドアを開けて非常脱出口を確保する。
 - エ あわてて外に飛び出さない。
 - オ エレベーターの中にいる場合、停止した階で降りる。閉じこめられたら、非常ボタンを押して救助を待つ。
 - カ 自動車を運転中は、ゆっくりと道路の左側に寄せてエンジンを切る。
- ② 揺れがおさまった後
 - ア 使用中の火気、薬品等を処置すること。
 - イ 電気器具のプラグをコンセントから抜く。
 - ウ 転倒又は落下しやすくなっているものについては、防止のため応急措置を行う。
 - エ 負傷者がいたら救急措置を行い、必要に応じて応援を求める。（重傷で一刻を争う場合は119番通報）
 - オ 避難する際は、周囲の安全を確かめながら、速やかに最寄りの避難場所に避難する。
 - カ 自動車を運転中は、ラジオ等で状況を把握する。避難する際は、連絡メモを残し、キーはつけたまま、車検証を持って徒歩で避難する。

3 火災を発見したとき

「第2節 2 火災を発見したとき」p. 4を参照

4 建物の崩落等の危険を発見したとき

- ① 大声で周囲に知らせた後、警備室へ連絡して、当該危険を知らせる。
- ② 危険地域には絶対に近づかない。

5 119番通報（負傷者を発見したとき）

落ち着いて負傷者の位置と状況、負傷した理由等を正しくハッキリと知らせる。
（分かる範囲でよい。）

6 避難指示

放送設備又は電話を使用する。使用できないときは、職員が各室を回り口頭で指示する。

7 避難するときの注意

- ① エレベーターは使用しない。
- ② 非常持ち出し品を持って避難する。
- ③ 施設に不慣れな来客者や障害者などの避難を積極的に支援する。
- ④ ドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する。
- ⑤ 落下物に注意し、頭部を守る。
- ⑥ 倒れやすい物には近寄らない。
- ⑦ 出火時は、姿勢を低くして、ぬれたハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- ⑧ 一旦避難したら再び中には戻らない。

8 避難状況の確認

- ① 避難誘導班は、学生・職員等の安否（避難完了者、負傷者、要救助者等）について確認し、防災隊総務班に報告する。
- ② 学生・職員等は、安否確認のため大学に所在を知らせる。（本人だけでなく友人・同僚等に関して知り得る安否等の情報を併せて連絡する。）

ア 学生の場合

- ・学生支援課
- ・クラス担当教員（学生支援課に必ず報告）
- ・専門セミナー教員、アドバイザー、指導教員（学生支援課に必ず報告）

イ 職員の場合

- ・人事課

ウ 園児、児童、生徒の場合

- ・各附属学校園の事務室
- ・担当教諭

9 学内への情報提供

地震の発生状況が避難指示を要しないものであった場合は、必要に応じて、館内放送やメール等により、速やかに職員・学生等への情報提供を行う。

第4節 風水害に対する事前の対策・風水害発生時の対応

1 風水害の発生に備えて

日頃から施設・設備の維持管理に努める。

- ・屋上のルーフトレイン周りの掃除
- ・屋外排水溝の掃除

2 風水害の危険が迫ったら

- ① 最新の気象警報、洪水予報、交通情報その他の災害情報を入手し、必要に応じて、館内放送やメール等により、学生・職員等に情報を提供する。
- ② 休講・休校など、学生等の安全確保の措置を講じるとともに、帰宅困難者を把握する。
- ③ 構内やその周辺、屋上等に強風で飛散しやすい物を設置しないようにする。
- ④ 看板、サッカーゴール等の転倒すると危険な物は、撤去又はあらかじめ倒しておくなどの措置を講じる。
- ⑤ 窓は鍵をかけ、出入口のドアは閉鎖し、必要に応じてガラスの外部面を保護する。
- ⑥ 浸水の恐れがある地区では、必要に応じて土のうなどをあらかじめ設置する。
- ⑦ 重要な書類、機器類、図書類、教材類や薬品類等の危険物を安全な場所へ移動する。
- ⑧ 停電に備えて、パソコンのデータは保存し、懐中電灯等を用意する。
- ⑨ 上越市から、春日区又は高田区に警戒レベル3（避難勧告又は避難指示（緊急））以上が発令された場合は、学生、職員のMyJUENメールに安否確認メールを配信する。

3 台風が通過しているとき

必要に応じて、待避している学生・職員等に、学内放送・メール等で状況を周知する。

4 119番通報（負傷者）

落ち着いて負傷者の位置と状況、負傷した理由等を正しくハッキリと知らせる。
（分かる範囲でよい。）

5 風水害の危険が通り過ぎたら

- ① 被害状況を調査し、状況に応じた復旧活動を計画・実施する。
- ② 最新の交通情報を館内放送・メール等で周知する。
- ③ 事前に、安否確認メールを配信したときは、安否の確認その他各種情報を把握し、必要に応じて対応する。

第3章 防災隊の活動及び復旧時の対応

第1節 勤務時間内における防災隊の活動

- 1 防災隊長は、直ちに防災隊員を招集・編成し、防災活動にあたる。
 - ① 防災隊員は、速やかに指定された班の任務につき、適宜防災隊長にその活動報告を行うとともに、指示を仰ぐ。
 - ② 防災隊長は、被害の状況を本部長に報告する。
 - ③ 被害の状況に応じた復旧活動を計画・実施し、応急対策及び復旧状況を本部長に報告する。
- 2 防災隊長は、本部長の指示に基づき、帰宅可能な学生・職員等を帰宅させ、帰宅不可能な学生・職員等は最寄りの避難場所に收容するとともに、帰宅者及び学内待機者の氏名を把握する。
- 3 学内に待避した職員は、災害対策本部の指示のもと、学内の保全、避難住民への対応及び学生等の安否確認等に協力する。
- 4 必要に応じ、災害等の発生状況について、館内放送やメール等により、学生・職員等への情報提供を行う。

第2節 勤務時間外における防災隊の活動

- 1 震度5強以上の地震が発生した場合は、自宅の被災状況により登庁可能な職員は、家族の安全を確認した後、速やかに登庁する。
- 2 登庁不可能な職員は自宅等で待機し、大学等にその状況報告を行い、指示を仰ぐ。
- 3 防災隊長は、登庁した者によって直ちに防災隊員を招集・編成し、防災活動にあたる。
 - ① 防災隊長は、被害の状況を本部長に報告する。
 - ② 被害の状況に応じた復旧活動を計画し実施し、応急対策及び復旧状況を本部長に報告する。
- 4 防災隊長は、本部長の指示により、帰宅可能な学生・職員等を帰宅させ、帰宅不可能な学生・職員等を最寄りの避難場所に收容するとともに、帰宅者と学内待機者の氏名を確認する。
- 5 学内に待避した職員等は、災害対策本部の指示のもと、学内の保全、避難住民への対応及び学生等の安否確認等に協力する。

- 6 必要に応じ、災害等の発生状況について、館内放送やメール等により、学生・職員等への情報提供を行う。

第3節 復旧時の対応

1 被災後の安全確認

- ① 二次災害の防止措置を確認後、危険箇所への立入禁止措置などの安全対策を講じる。
- ② 施設に異常が認められる場合には、専門家へ依頼するなどして、安全性の確認を行う。
- ③ 浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃に加え、防疫薬剤の散布など衛生管理に必要な措置を講じる。
- ④ 電気、ガス、水道などのインフラ施設の機能・安全性を確認する。
- ⑤ 灯油や薬品など危険物の漏れ出しがないか確認する。
- ⑥ 活動時には、けがをしないように長袖を着用し、落下物に備えヘルメットを着用する。

2 復旧対策

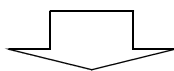
- ① 被災施設の応急復旧の措置を講じる。
- ② 被害状況の調査、写真等の資料とともに現況を記録する。
- ③ 重要な業務に係る書類を確認し、保管する。
- ④ 物品や現金等に対する防犯対策を講じる。
- ⑤ 非常時の会計処理と給与支払方法等を明確にする。
- ⑥ 早期復旧のため、関係機関への被害報告等を行う。

第4章 地震発生時の対応フロー

1 地震発生時の共通対応フロー

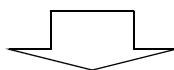
地震発生時の対応

- 1 まず、身を守る！
 - ・机、実験台、食卓の下などにもぐる。
 - ・余裕がなければ、手近なもので頭を保護する。
- 2 すばやく火元の始末！
 - ・ガスの元栓、電気コンセント、実験器具など処置する。
- 3 非常口の確保！
 - ・ドアを開ける。
- 4 緊急連絡先による連絡！
 - ・警備室（一刻を争う場合は消防署）に正確に連絡する。



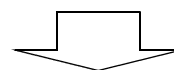
地震発生直後の対応

- 1 火元の確認！
 - ・火が出たら、大声で周囲に知らせ、火災報知器のボタンを押した後、警備室へ連絡。その後可能であれば、落ち着いて初期消火をする。
- 2 周囲の人の安全を確認！
 - ・倒れた書庫等の下敷きや、けが人の確認をする。
- 3 作動中、作業中の実験機器等の停止！
 - ・スイッチ等を切る。



地震発生後の対応

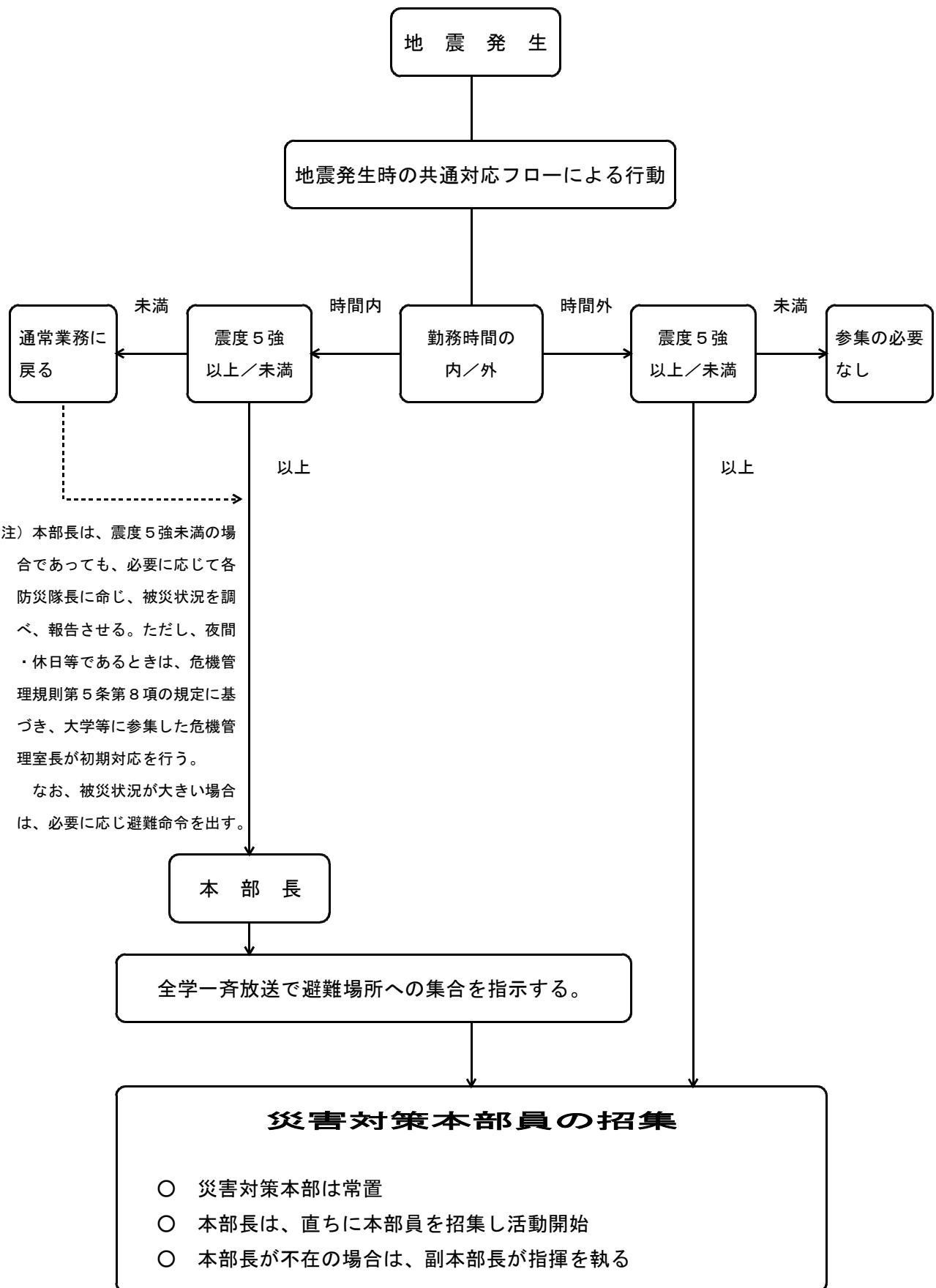
- 1 隣接する部屋等で助け合う！
 - ・他の部屋・教室等で倒れた書庫等の下敷きや、けが人の確認をする。
- 2 その後の余震に注意！
 - ・建物の状況により、余震で崩壊する恐れのある場合は、指定の避難場所に避難する。



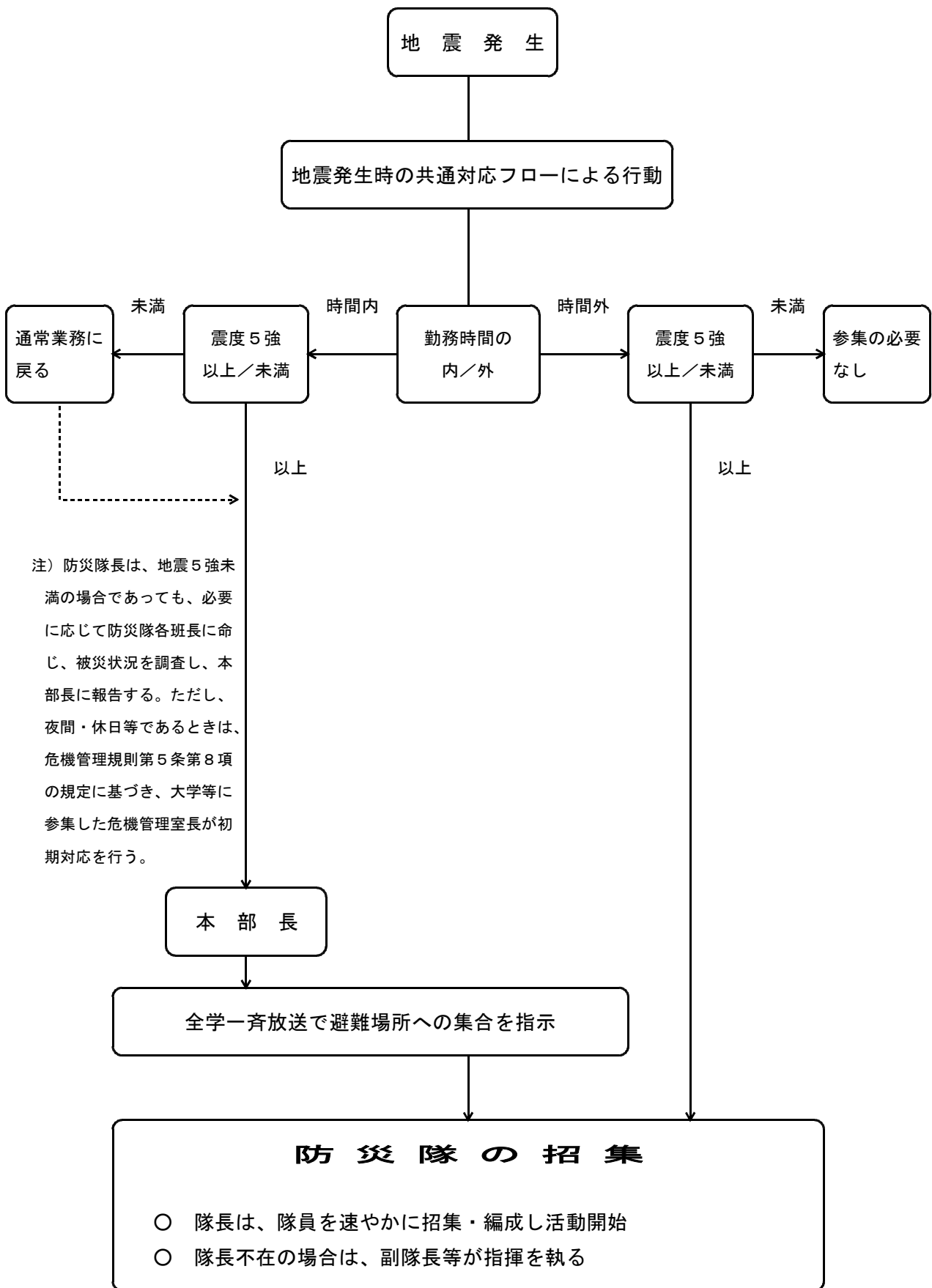
各種別の対応マニュアルによる対処

【本部長、防災隊長、教員、事務系職員、学生等】

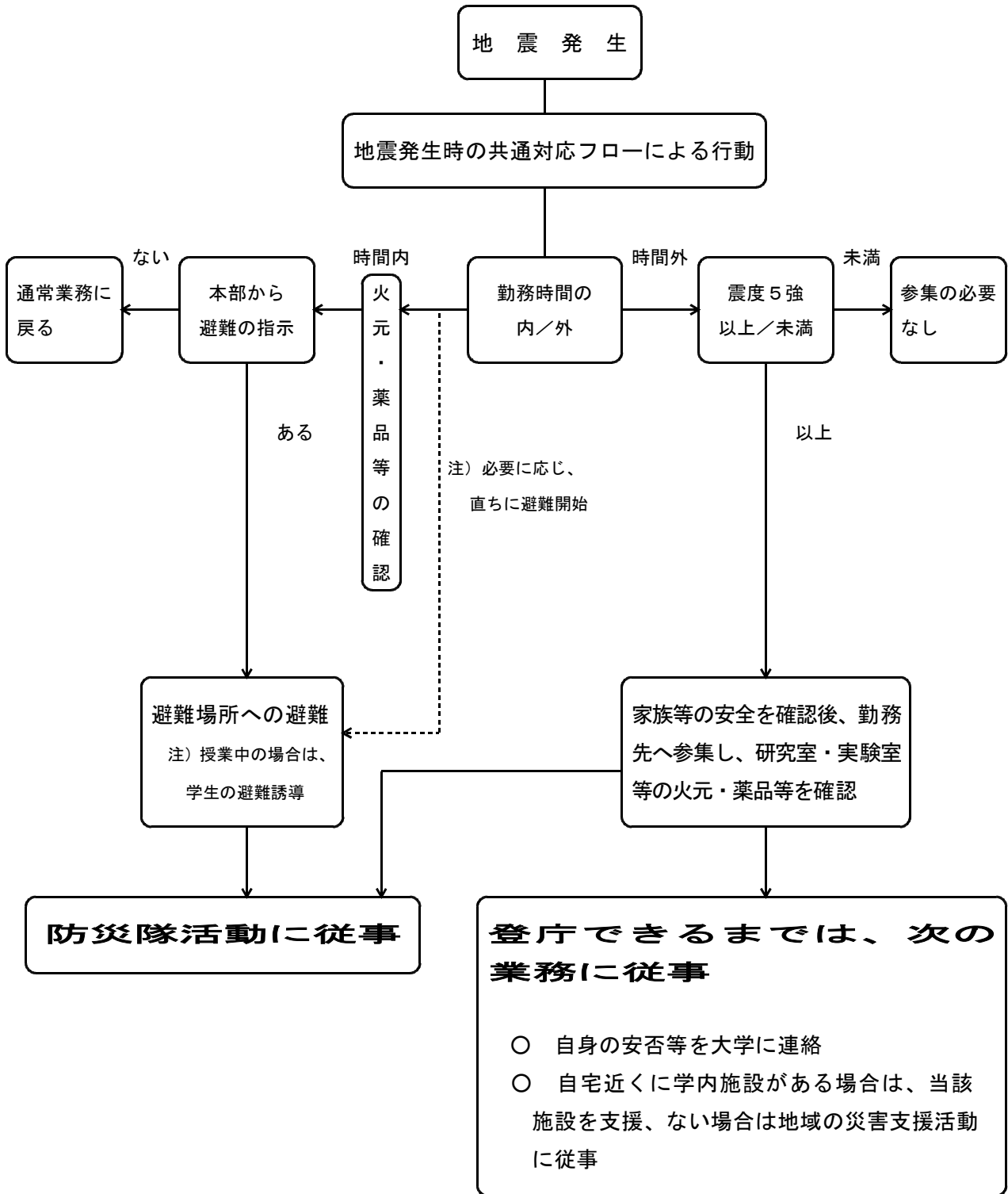
2 地震発生時の初動対応マニュアル（災害対策本部長）



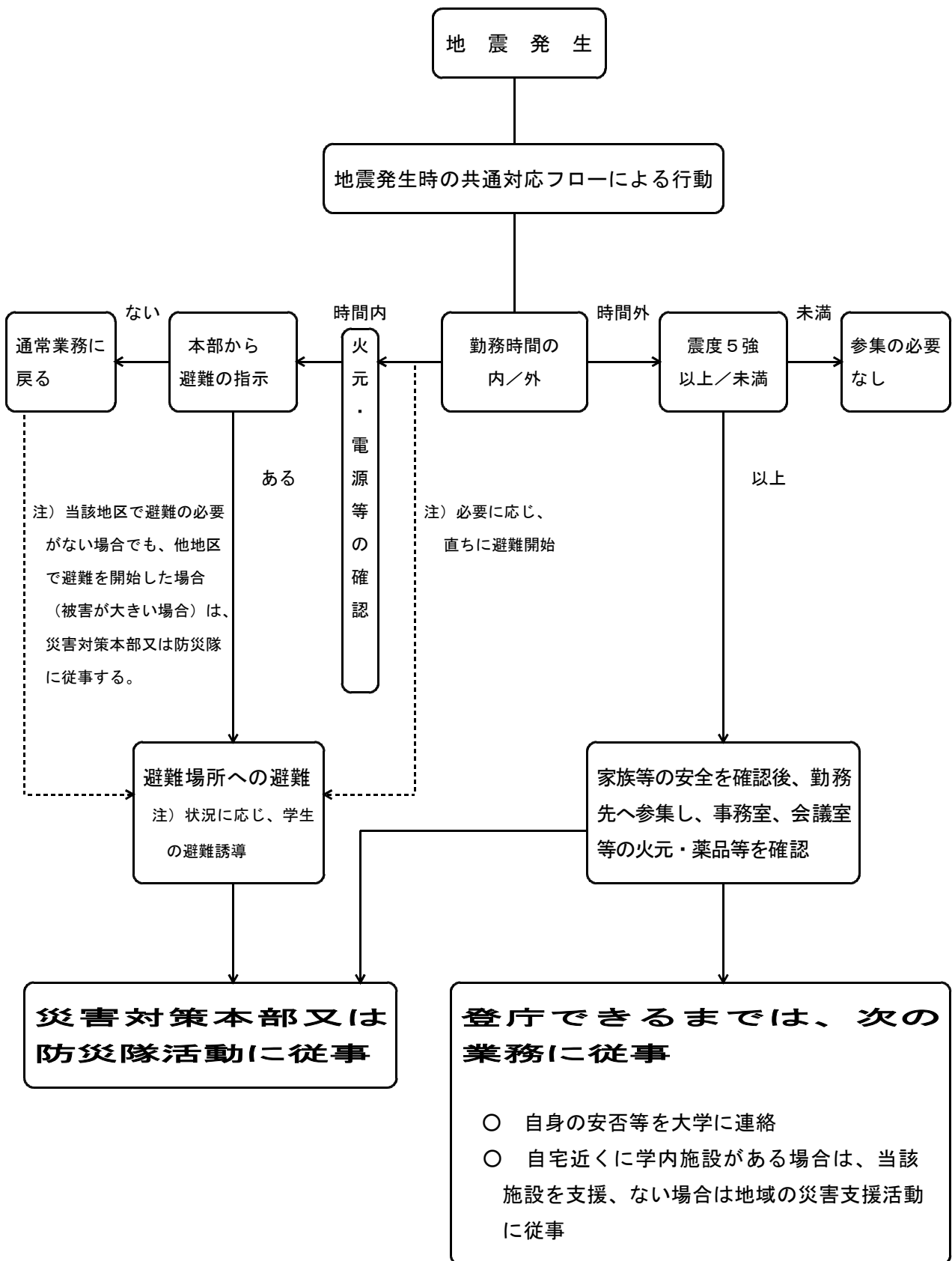
3 地震発生時の初動対応マニュアル（防災隊長）



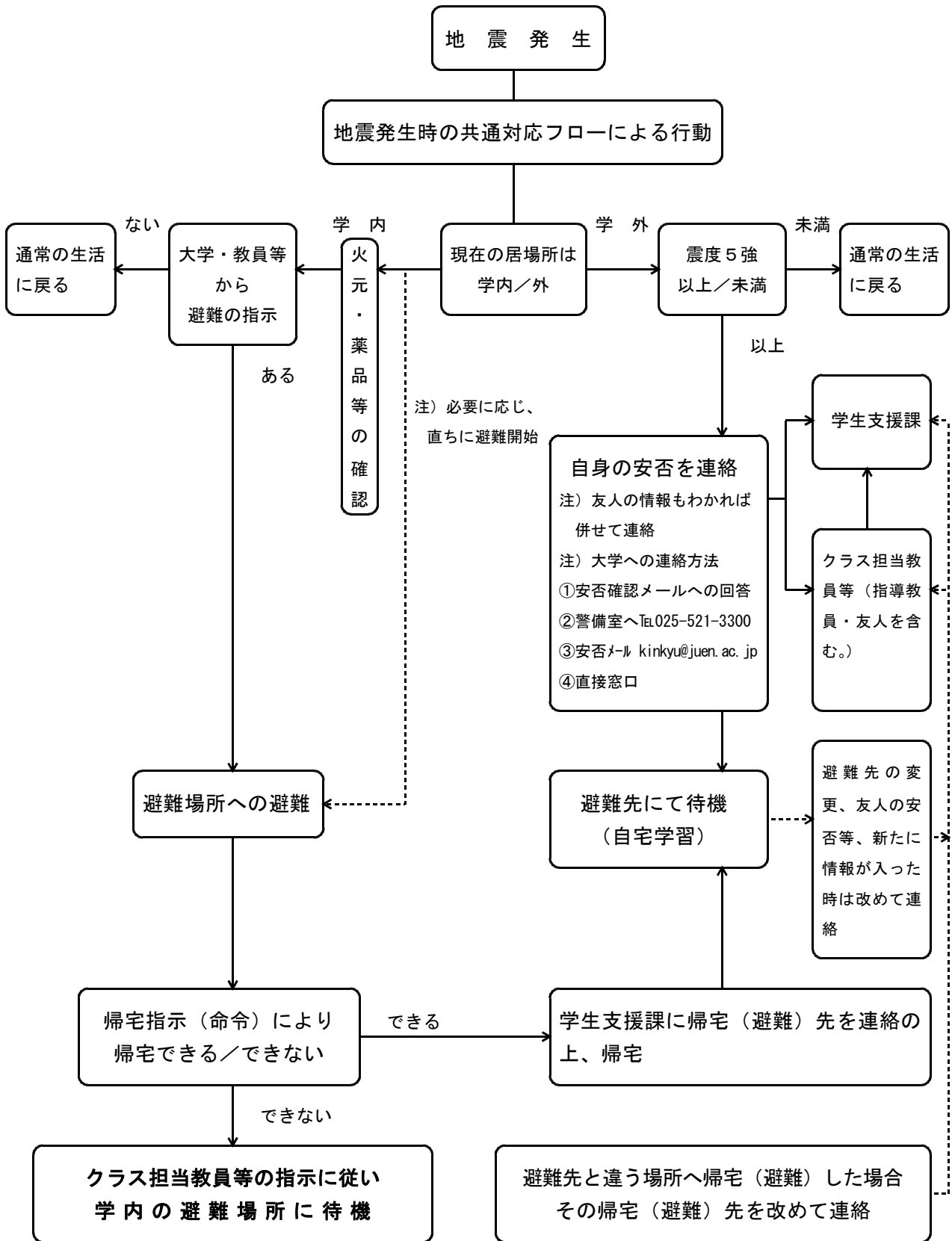
4 地震発生時の初動対応マニュアル（教員）



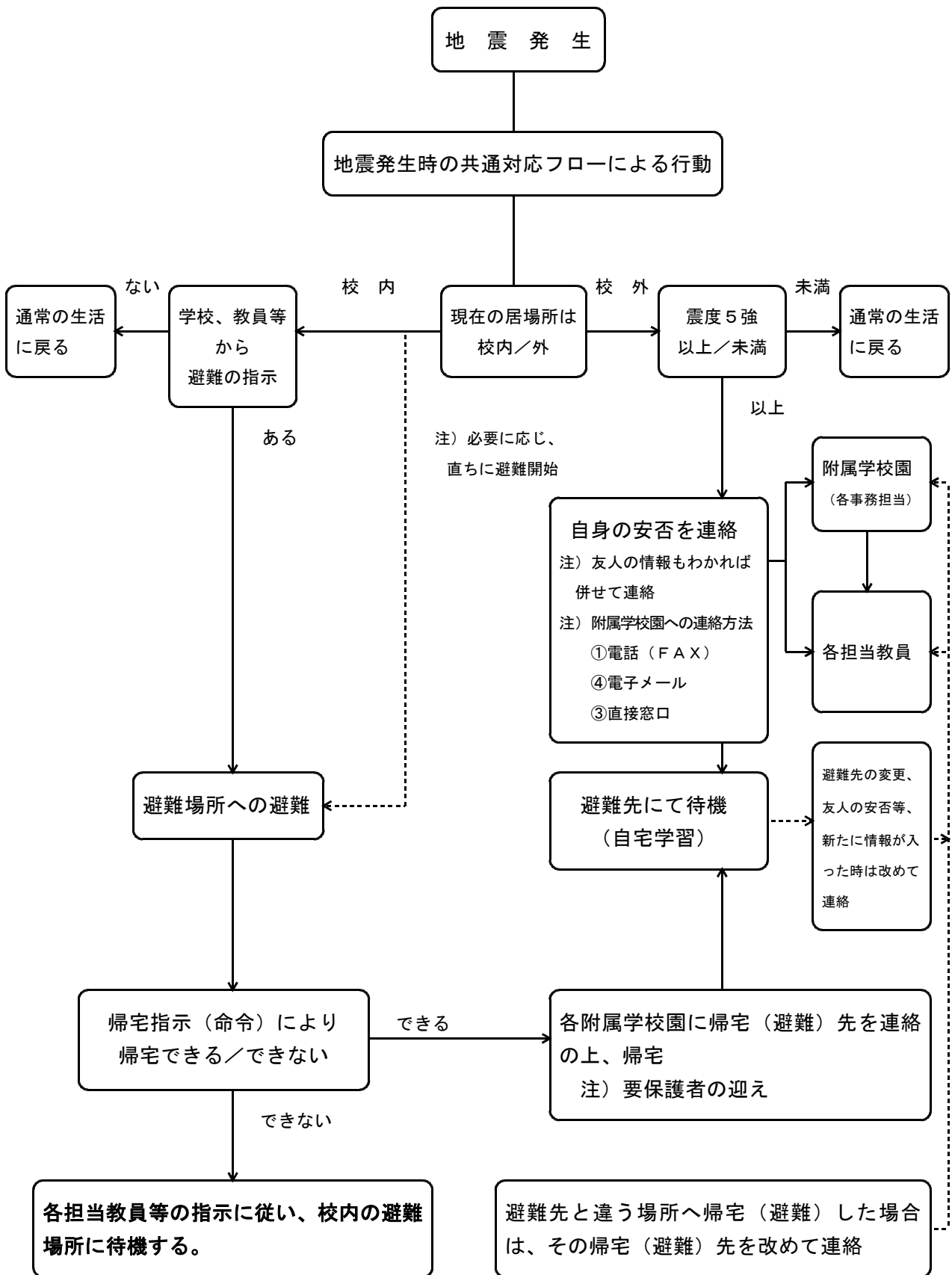
5 地震発生時の初動対応マニュアル（事務系職員）



6 地震発生時の初動対応マニュアル（学生）

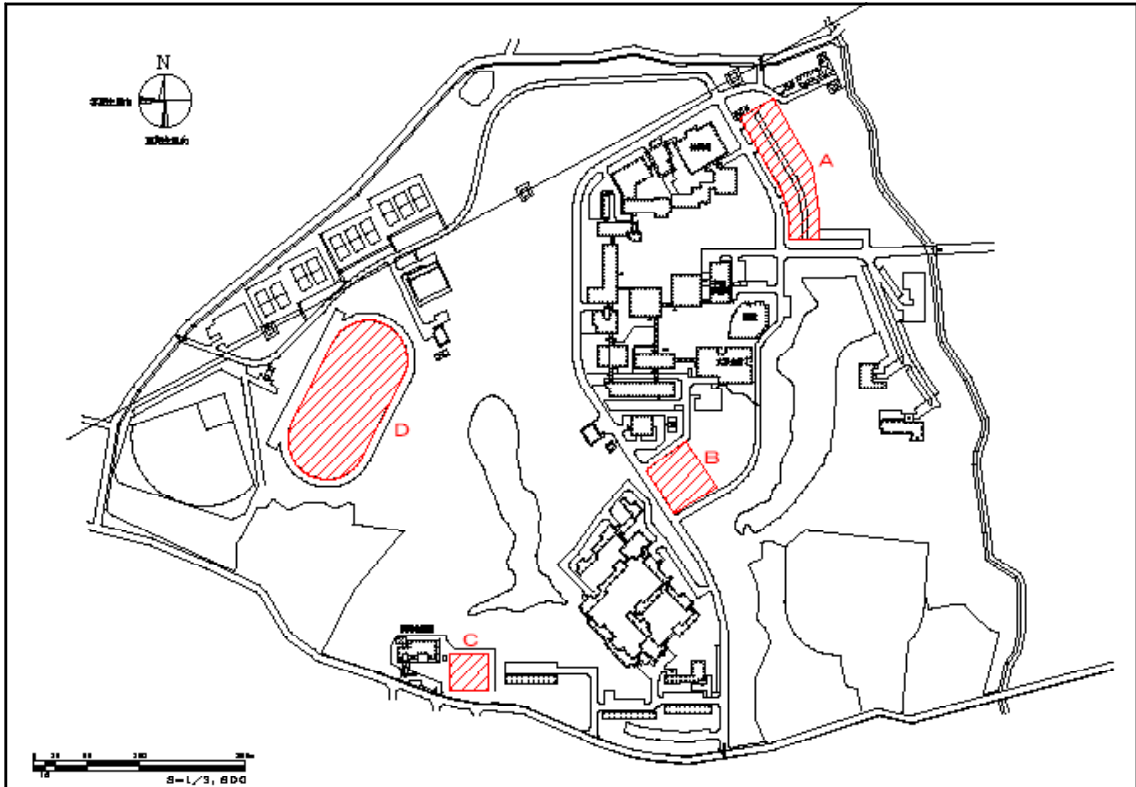


8 地震発生時の初動対応マニュアル（園児・児童・生徒）



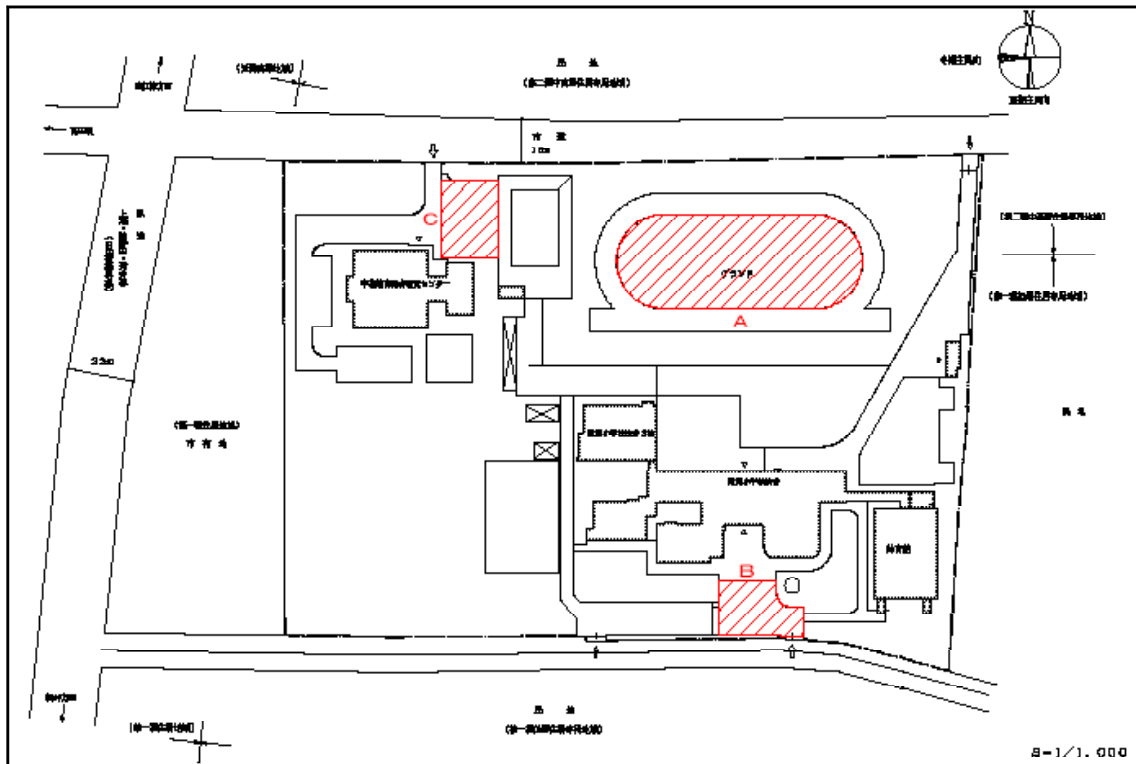
第5章 各地区別避難場所

1 山屋敷地区避難場所



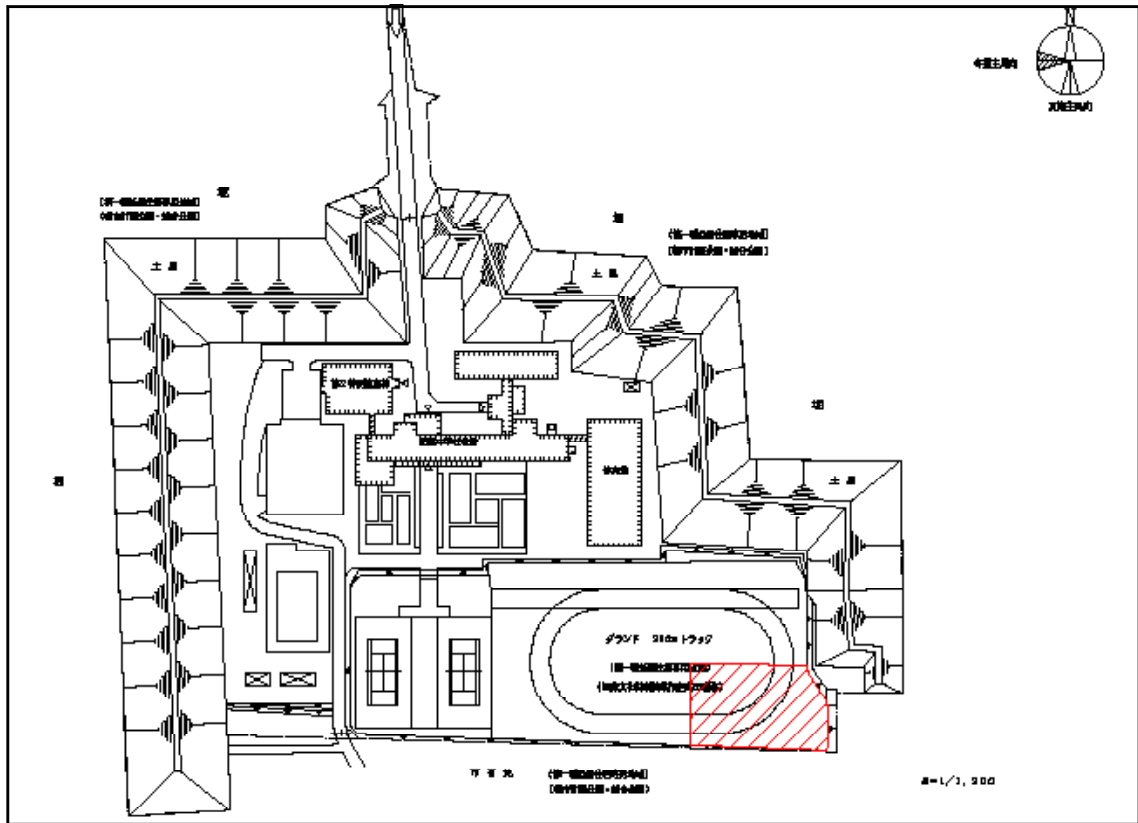
災害時には、最寄の場所へ避難する。

2 西城地区避難場所



災害時には、最寄の場所へ避難する。

3 本城地区避難場所



災害時には、上記の場所へ避難する。

4 その他の地区の避難場所 最寄りの避難場所とする。

第6章 救急処置

救急処置とは、不慮の事故により負傷したり、あるいは急病が発生した場合、医師がくる（または医師のところへ運ぶ）までの間、応急的、一時的に行う処置、手当のことであり、大きく2つに分けられる。

(1) 救命処置

死の危険性のある患者の生命を救うために、何よりも優先する。

(2) 救急処置（応急処置）

ケガや病気が悪化するのを予防したり、痛みが和らぐような手当をする。

1 手当の方法

(1) 大出血

① 救急車の手配と止血手当の準備をする。

救急車を要請したときは、学生は学生支援課（TEL:025-521-3283）、職員は人事課（TEL:025-521-3229）、夜間・休日は警備室（TEL:025-521-3300）に連絡する。

② 直接圧迫止血法による止血手当を行い、救急隊の到着を待つ。

- ・ 止血手当を行うときは、感染防止のため、血液に直接触れないようにする。
- ・ 片手で止血しない時は、両手で体重をのせて圧迫する。
- ・ 出血性ショックがある場合は、ベルト等をゆるめ、毛布又は衣服をかけて保温し、声をかけて元気づける。

(2) 骨折

はげしい痛みや腫れがあり、動かすことができない、変形が認められる、骨が飛び出しているなど、骨折の疑いがあるときは痛がっているところを動かさずに、早急に医師の手当てを受けること。ふとももの変形や、骨が飛び出している場合、救急車を呼ぶこと。

(3) 捻挫、打撲

腫れや内出血しているところを冷水や氷水などで冷やす。長時間冷やすと皮膚や神経を痛める可能性があるため、20分以上続けて冷やさないこと。腫れが引かない、痛みが続く場合、医師の手当てを受けること。

(4) 傷

傷口が土砂などで汚れているときは、きれいな流水で十分に洗い流す。傷口の保護と感染防止のため、絆創膏や傷口用の保護パッドなどで傷口を覆う。大きな傷や深い傷の場合、早急に医師の手当てを受けること。

(5) 火傷

- i) 出来るだけ早く流水（水道水でよい）で冷却するのが最も効果的である。ただし、傷に直接強い水圧を当てないこと。
- ii) 冷却する場合、たえず移動させて、同一部位が冷えすぎないように注意す

ること。

- iii) 重傷の火傷の場合、清潔なタオルなどで火傷面を覆い、できれば冷却しながら病院に連れて行くこと。
- iv) 衣類の上から火傷をした場合は、無理に脱がせないで、そのまわりを切り取るなどして冷却すること。
- v) ひどいときは出来るだけ早く医師の手当を受けること。

○ やけどの深さと症状

深さ		症状	外 見	症 状
1度	表皮やけど		皮膚が赤くなる。	ヒリヒリと痛い。
2度	真皮やけど		水ぶくれができる。 ぐちゃぐちゃになる。	強い痛みとやけるような感じ。
3度	全層やけど		皮膚が白くなり、焦げる。	痛みをほとんど感じない。

(6) 熱中症

高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節がうまく働かないことにより、体に熱がたまり、めまい、立ちくらみ、筋肉痛や大量の発汗、さらには頭痛、吐き気、倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害、肝・腎機能障害などが起こる。

(熱中症予防のため、気温30℃以上の場合には激しい運動は禁止し、気温35℃以上の場合、運動は原則禁止すること。)

熱中症の重症度

I 度 めまい・失神 (熱失神)

立ちくらみという状態で、脳への血流が不十分になったことを示す。

筋肉痛・筋肉の硬直 (熱痙攣)

発汗に伴う塩分の欠乏により生じる。

大量の発汗

II 度 頭痛、気分不快・吐き気・おう吐、倦怠感、虚脱感 (熱疲労、熱疲弊)

体がぐったりする、力が入らないなどの症状。

III 度 意識障害、痙攣、手足の運動障害、高体温 (日射病、熱射病)

呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある、真直ぐ走れない、歩けない、汗はかかず体に触ると熱い感触がある。

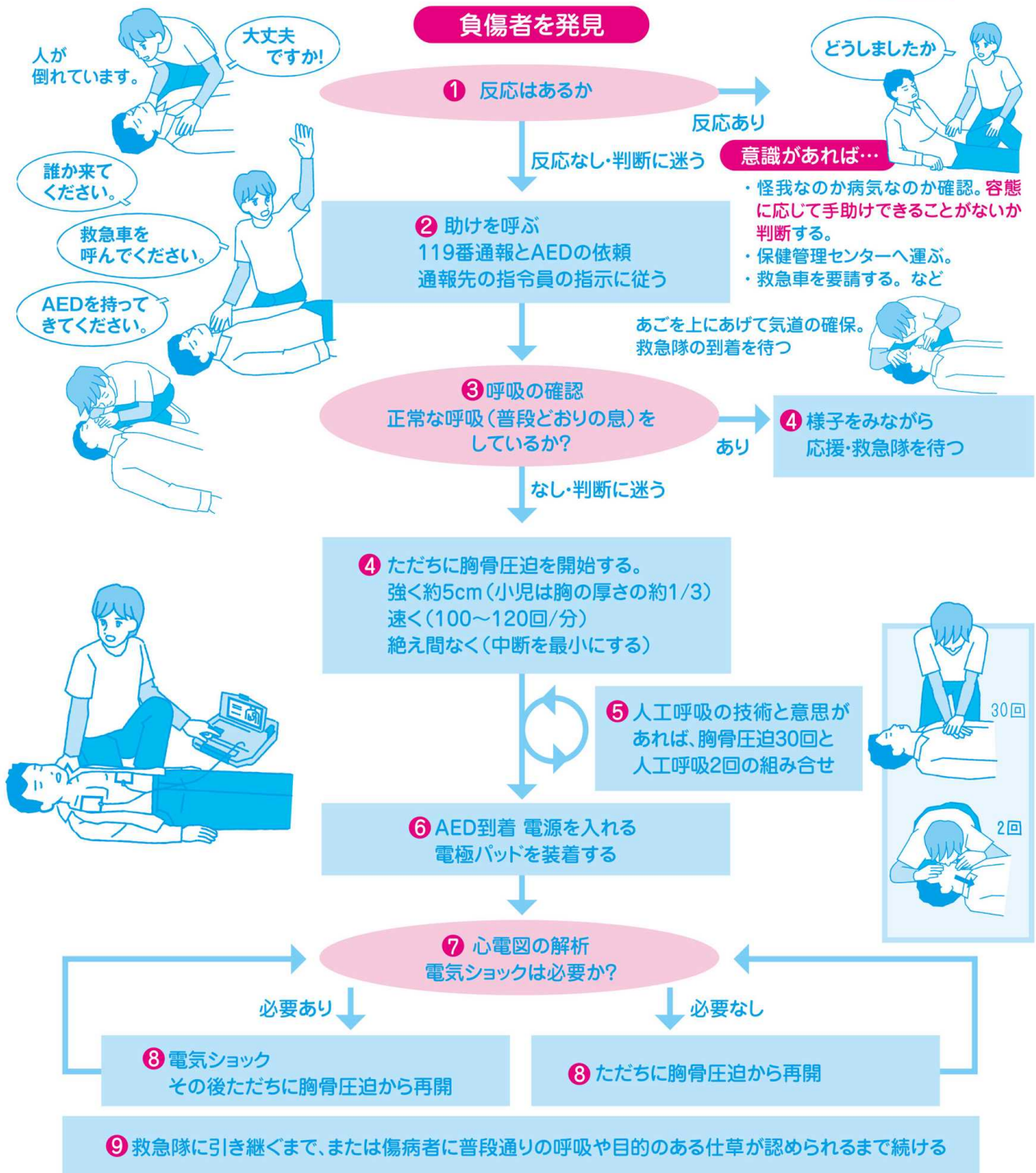
- i) I 度の症状があれば、すぐに涼しい場所へ移し、衣服をゆるめ、体などに水をかけたり、濡れタオルをあてて扇ぐなど体を冷やす。また、スポーツドリンク、経口補水液、食塩水 (0.1~0.2%) などを飲ませる。症状が改善しない場合や悪化する場合には病院を受診させる。
- ii) II 度の症状があり、自分で水分などを摂取できない時や、III 度の症状があるときは直ぐに救急車を呼び病院へ搬送する。

2 負傷者発見から救命処置の流れ



負傷者発見から救命処置の流れ (心肺蘇生法とAEDの使用)

■ 手当
● 観察



【AEDの使用方法】

AEDは、突然心停止を起こし、次の兆候が認められる患者に対し使用する。
(1) 反応がない (2) 呼吸が停止している。

注1) 患者が8歳未満または体重25kg未満の場合は、使用しないこと。

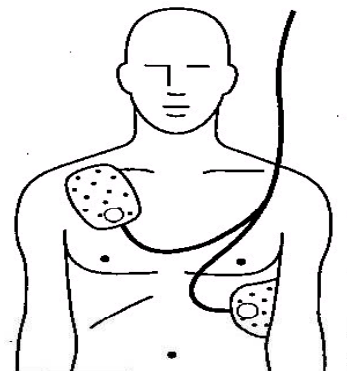
- (1) AEDを箱から取り出す。
(鍵はかかっていない。)



- (2) カバーを開いて、緑色のボタンを押す。

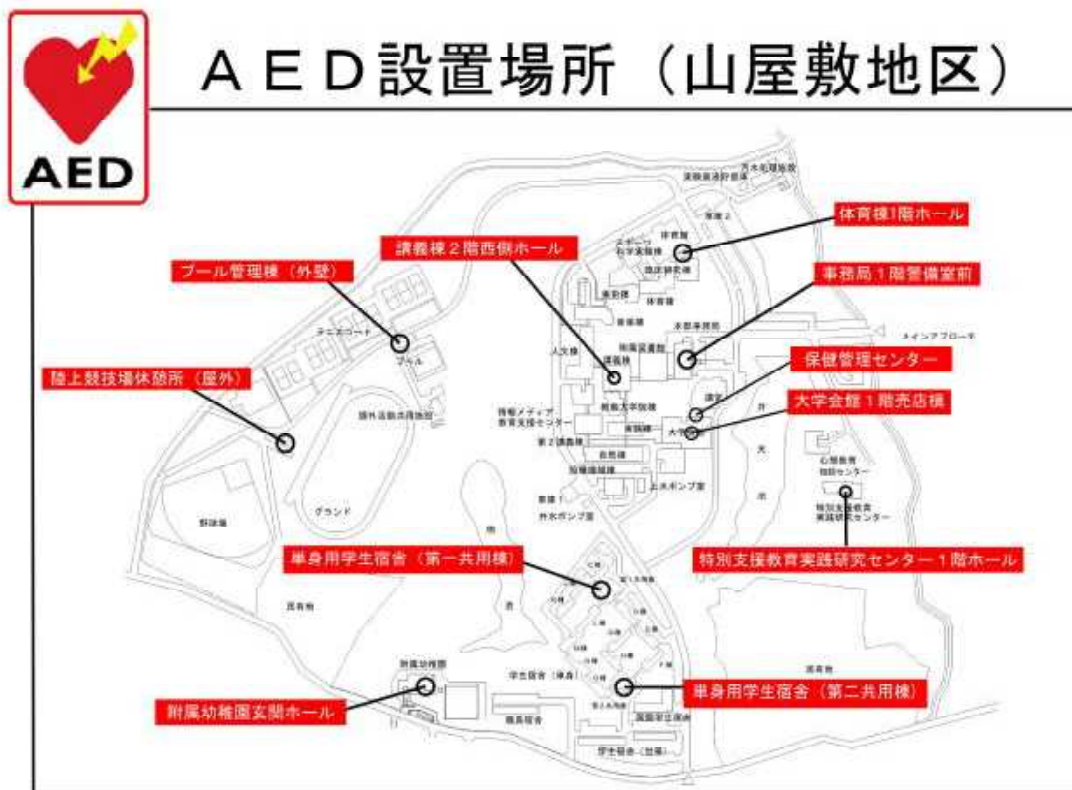


- (3) AEDが音声メッセージを流すので、以後そのメッセージに従う。
(4) パッドのパッケージを開け、パッドを患者に装着した後、パッドのコネクタを本体に差込む。



- (5) パッドが正しく装着されると、器械が自動的に患者の状態を確認する。
注2) この間は携帯電話を使用しないこと。
(6) 音声メッセージで、除細動が必要かどうか流れる。
除細動が必要な場合は、「除細動スイッチ」(赤いボタン)を押してショックを実行する。

【AED設置場所（令和6年4月現在）】

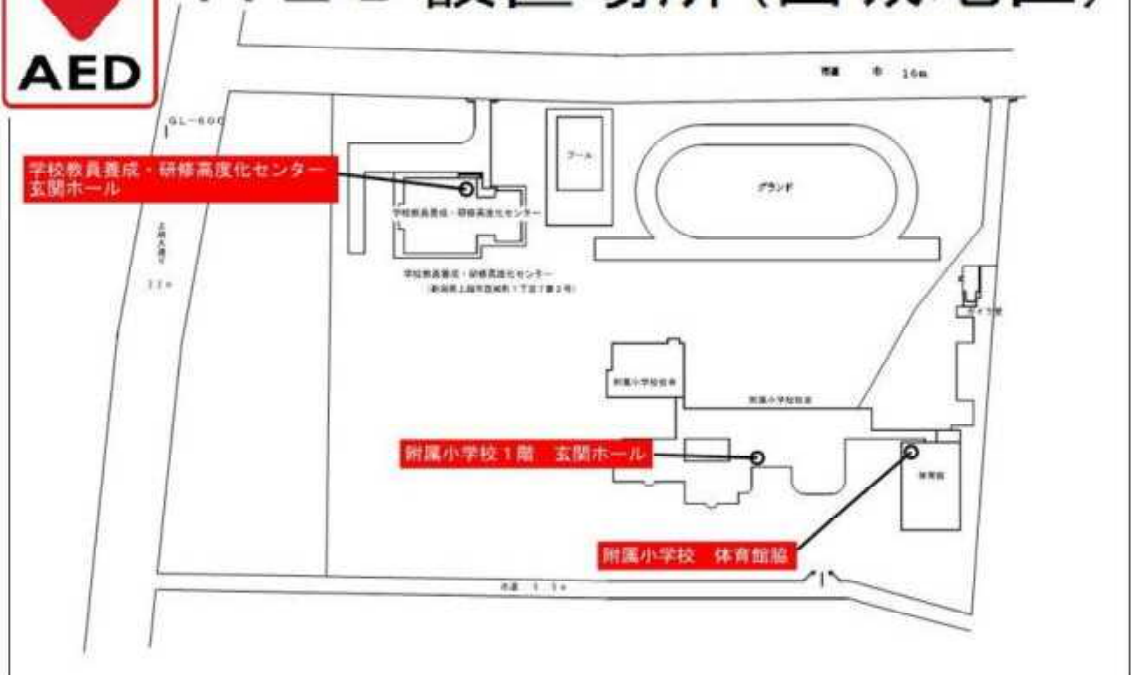


◆山屋敷地区

- ・ 体育棟 1 階ホール
- ・ 講義棟 2 階西側ホール
- ・ 事務局 1 階警備室前
- ・ 保健管理センター
- ・ 大学会館 1 階売店横
- ・ 特別支援教育実践研究センター 1 階ホール
- ・ 単身用学生宿舎（第一共用棟）
- ・ 単身用学生宿舎（第二共用棟）
- ・ 附属幼稚園玄関ホール
- ・ 陸上競技場休憩所（屋外）
- ・ プール管理棟（外壁）



AED設置場所(西城地区)

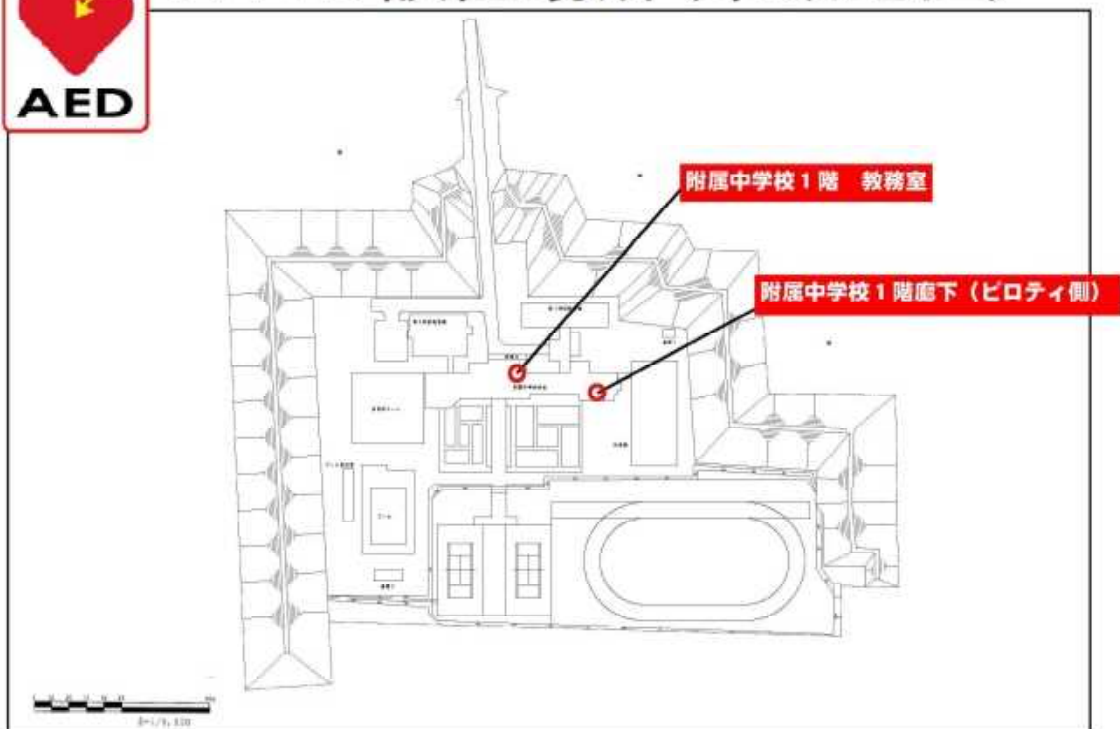


◆西城地区

- ・ 学校教員養成・研修高度化センター 玄関ホール
- ・ 附属小学校 1階 玄関ホール
- ・ 附属小学校 体育館脇



AED設置場所(本城地区)



◆本城地区

- ・ 附属中学校 1 階 教務室
- ・ 附属中学校 1 階廊下（ピロティ側）

3 けが人の運び方

- (1) けがの状態をよく見て、傷、火傷、骨折、意識障害、呼吸停止などに対する応急処置をした後で、運ぶようにする。
- (2) 担架や毛布で運ぶときの一般的な注意事項は、
 - ① 傷のあるときは、なるべくその部を高くし、動かさないようにして運ぶ。
 - ② 意識障害のある場合は、頭部を動かさない、あわててゆすったりしない、気道の確保をする、吐いた物による窒息を防ぐため、吐き気のある患者は横向きまたはうつ伏せにする、などに注意して運搬すること。
 - ③ 普通は、進行方向に病人の足を向け、目の方向が前進方向にあるようにする。
 - ④ 坂道・階段の場合には、坂道や階段の上の方に頭部がいくようにし、なるべく水平に保つ、などである。
- (3) 抱いたり、背負ったりする運搬法もある。
- (4) 人数が多い程、安定した状態で運ぶことができる。可能なら、担架に乗せて運ぶ。

上越教育大学防災の心得

1 日常の心得

建物・火気使用設備・危険物収納施設などが地震時に受ける倒壊等の被害を最小限にするため、担当者を決めて定期的に点検等を実施する。

- ◎ 建物の柱、壁などの老朽化や変形、損傷、亀裂などを定期的に点検する。
- ◎ 照明器具、窓ガラスなどを点検し、落下防止措置や飛散防止措置を実施する。
- ◎ 火気使用設備などの本体、燃料容器などは転倒しないか、周囲に転倒、落下するものがないか点検する。
- ◎ ガスコンロ、湯沸器などの周囲には、燃えやすい物を置かない。
- ◎ 火災が発生した時にあわてないように消火器及び屋内消火栓の位置、使用方法を確認する。
- ◎ 常に危機感を持ち、自分の現在位置から2以上の避難経路、又避難場所を確認しておく。
- ◎ 執務室、研究室、実験室などの什器類には、転倒防止や移動防止の措置をする。
- ◎ キャビネット、書架及び本棚などの上部には、重い物を置かない。
- ◎ 廊下、階段、出入口付近、防火扉の前にダンボール箱、ロッカーなどの物品を置かない。
- ◎ 退校（庁）に際しては、湯沸器、ガスコンロの元栓などの火元を点検する。
- ◎ 非常時の持ち出し品については、事前に確認する。
- ◎ 漏電火災を防ぐため、必要のない電気器具のコンセントを抜いておく。

2 地震発生

地震で最も恐ろしいのは二次的に発生する火災であり、地震の被害を最小限に抑えるためには、身の安全を確保し、素早く火の始末をすることです。

**** 命を守るポイント ****

① まず身の安全を確保

テーブルや机の下に隠れ、落下物から身を守る。手近に頭を守る物がない場合は、両手をしっかり組み、位置は頭から少し離す。

② 慌てて屋外に飛び出さない

「落ち着いて！」と声を掛け合い、その場に留まる。とっさに屋外に出るのは大変危険。外に出る場合は、揺れが収まった後、ガラス破片など頭上の落下物に十分注意する。

③ すばやく火の始末

「火を消して！」と声を掛け合い、火元を切る。タイミングを間違えると思わぬケガをするので、揺れの大きさを判断し落ち着いて火の始末をする。

④ 扉や窓を開けて脱出口の確保

揺れが激しいと、その場にうずくまるのが精一杯。揺れの合間をみて、ドアや窓を開け、逃げ口を確保する。

⑤ 家具から離れる

特に観音開きの書棚、食器棚などは、中の物が飛び出すので大変危険。本棚の下敷きになって大ケガや、身動きがとれなくなり避難できなくなる恐れがあるので注意する。

⑥ 室内のガラスの破片に注意

地震後、最も多いケガはガラスの破片などによる切り傷である。

⑦ 火が出たら消火

火災が起きたら「火事だ！火事だ！」と大声で近隣に知らせるとともに、最寄りの火災報知ベルを鳴らし、学生・職員同士が協力して消火にあたる。

⑧ 協力しあって応急救護

ケガ人が出た場合には、すぐに助けを呼び、協力し合ってできる範囲の応急救護を行う。

⑨ 隣り近所と声をかけあって

普段から学生・職員同士の協力体制を作っておく。

⑩ 正しい情報を聞こう

学内放送や、ラジオ、テレビから正しい情報を聞き、デマやパニックに陥ることのないように注意する。

⑪ 緊急避難用具の備え

ラジオ、懐中電灯、飲料水、食料などの緊急避難用具を手近に備える。

3 火災発生

火災が発生した場合は、落ち着いて速やかに初期消火を行うことが大切です。

- ◎ 火や煙を発見したら、近くの方は駆けつけて燃えている個所を確かめる。
- ◎ 火災を確認したら、「火事だ！」と大声で周囲に知らせ、最寄りの火災報知ベルを鳴らす。
- ◎ できるだけ多くの人で消火器や屋内消火栓等を集めて、一気に消火する。
- ◎ 同時に2箇所以上から出火した場合は、人命に影響を及ぼす場所の消火を優先する。
- ◎ 学内放送を聞き、その指示に従って直ちに最寄りの避難場所に避難する。
- ◎ 避難の際、エレベーターは絶対に使用しない。